

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第44号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び別表の細目の表示に下線が引かれた項及び別表の細目（以下この条において「移動項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中項及び別表の細目の表示に下線が引かれた項及び別表の細目（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項（以下この条において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の細目の表示並びに削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県収入証紙条例（昭和39年3月鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>（証紙の消印）</p> <p>第5条 前条の申請書、願書等を受理した本庁の課（課に相当するものを含む。）の長（以下「課長」という。）又は出納機関の長（総合事務所にあっては、各局の課長。以下同じ。）は、はり付けられた証紙を証紙消印（様式第1号）をもって消印しなければならない。</p>	<p>（証紙の消印）</p> <p>第5条 前条の規定による申請書、願書等を受理した本庁の課長（以下「課長」という。）又は出納機関の長は、はり付けられた証紙を証紙消印（様式第1号）をもって消印しなければならない。</p>
<p>（収入状況の報告）</p> <p>第7条 出納機関の長は、別表第1の1の項に掲げる歳入については、<u>上半期及び下半期の証紙による収入の状況を、庶務集中局長が別に定める方法により、当該上半期及び下半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る予算を所管する課長（以下「予算主務課長」という。）に報告しなければならない。</u>ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入の状況につ</p>	<p>（収入状況の報告）</p> <p>第7条 出納機関の長は、別表第1の1の項に掲げる歳入については、<u>毎四半期の証紙による収入の状況を、証紙収入状況報告書（様式第3号）により、当該四半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る予算を所管する課長（以下「予算主務課長」という。）に報告しなければならない。</u>ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入の状況についての報告は、</p>

いての報告は、随時行うことができる。

2 略

(歳入への受入れの手続)

第8条 予算主務課長は、別表第1の1の項に掲げる歳入については、上半期及び下半期の証紙による収入額を取りまとめ、別に定める様式による公金振替依頼書を作成し、当該上半期及び下半期の末月の翌月の20日までに総務部庶務集中局指導管理課長に送付しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入に係る公金振替依頼書の送付は、随時行うことができる。

2 略

3 総務部庶務集中局指導管理課長は、公金振替依頼書の送付を受けたときは、当該公金振替依頼書に基づき支出仕訳書を作成し、収入証紙特別会計から当該歳入金の属する科目に振替の手続をしなければならない。

別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)

1 使用料及び手数料

(1)~(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

2 略

随時行うことができる。

2 予算主務課長(警察本部会計課長を除く。)は、別表第1の1の項に掲げる歳入については、毎四半期の証紙による収入額を取りまとめ、証紙収入調書(様式第4号)を作成し、総務部庶務集中局集中化推進室長に送付しなければならない。

3 略

(歳入への受入れの手続)

第8条 総務部庶務集中局集中化推進室長及び警察本部会計課長は、別表第1の1の項に掲げる歳入については、毎四半期の証紙による収入額を取りまとめ、別に定める様式による公金振替依頼書を作成し、これに証紙収入調書を添えて、当該四半期の末月の翌月の20日までに総務部庶務集中局指導管理室長に送付しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入に係る公金振替依頼書及び証紙収入調書の送付は、随時行うことができる。

2 略

3 総務部庶務集中局指導管理室長は、公金振替依頼書の送付を受けたときは、当該公金振替依頼書に基づき支出仕訳書を作成し、収入証紙特別会計から当該歳入金の属する科目に振替えの手続をしなければならない。

別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)

1 使用料及び手数料

(1)~(17) 略

(18) 鳥取県産業技術センター条例(平成11年鳥取県条例第36号)第5条第1項の規定に基づく設備使用料及び同条第2項の規定に基づく手数料

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

2 略

<p>様式第2号(第6条関係)その1</p> <p style="text-align: center;">証紙徴収整理簿</p> <p style="text-align: center;">部 課</p> <p style="text-align: center;">(出納機関名)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1～3 略</p> <p>4 <u>課長(出納機関の長)印は、私印とする。</u></p> <p>5 <u>総合事務所にあつては、出納機関の長とあるのは、局の課長とする。</u></p>	<p>様式第2号(第6条関係)その1</p> <p style="text-align: center;">証紙徴収整理簿</p> <p style="text-align: center;">部 課</p> <p style="text-align: center;">(出納機関名)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1～3 略</p>
---	---

第2条 鳥取県収入証紙規則の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号を次のとおり改める。

様式第3号及び様式第4号 削除

様式第8号及び様式第8号の2の規定中「指導管理室長」を「指導管理課長」に改める。

第3条 鳥取県収入証紙規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号) <u>第10条の10第2項及び第10条の18の規定に基づく手数料</u></p> <p>(24)～(27) 略</p> <p>2 略</p>	<p>別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号) <u>第10条の3第2項の規定に基づく手数料</u></p> <p>(24)～(27) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県収入証紙規則第7条第1項及び第8条第1項の規定は、平成19年度の証紙による収入から適用する。